

一般社団法人感染防止教育センター社員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人感染防止教育センター（以下「感染防止教育センター」）の社員及び会費について定める。

(会員)

第2条 社員は、感染防止教育センターの趣旨に賛同する個人で、代表理事の承認を得た者とする。

(入会)

第3条 入会を希望する者は、所定の書式に必要事項を記入の上申し込む。

(会費)

第4条 会費は以下のとおりとする。

4月～翌年3月末 3,000円

- 2 会費は、毎年6月末までに、当該年度分を感染防止教育センターの指定する口座に一括して振り込む。
- 3 新規に入会する場合は、入会と同時に当該年度分を納入する。
- 4 既納の会費は、理由のいかんを問わず返還しない。

(変更の届出)

第5条 社員は入会申込み後に、住所等の変更があった場合には、速やかに事務局に届け出る。

(会員資格の喪失)

第6条 社員は、一般社団法人感染防止教育センター定款第10条に従い次の各号に該当するときにその資格を失う。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があったとき

(退社)

第7条 社員は、退社しようとするとき、その旨を事務局に届け出るにより任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第8条 社員にふさわしくない行為があると認められるときは、当該会員を除名することができる。

(特典)

第9条 社員は、次のような特典を受けることができる。

- (1) 感染防止教育センターが提供するe-ラーニングコンテンツの社員価格での受講
- (2) 感染防止教育センターが主催または共催する研修会、講習会、その他プロジェクトへの参加に対する優遇措置

附則 この規則は、2024年5月30日から施行する。